



東部署だより



あなたの家の住宅用火災警報器、鳴りますか！？

消防法により、一般住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられてから10年以上が経過し、消防庁が集計した令和2年7月1日時点の設置率は、全国82.6%、鹿児島県91.1%（3位）という結果でした。

今後、設置から10年を迎えた「住警器」の故障が増えると予測されており、維持管理状況調査では、作動確認を行った世帯の約2%で正常に作動しないことが確認されました。

電池の寿命は約10年で、電池交換も可能ですが、本体電子部品の寿命が過ぎて火災を感知しない恐れがあるため、**電池切れの際は本体交換をおすすめします。**

下記の方法で、ご自宅に設置してある「住警器」の作動試験を行ってください。

《作動試験の方法》

正常

ピピ、
ピーピーピー

ピーピーピー
火事です

ボタンを押す

ひもを引く

異常がある場合

...

しーん

音が鳴らない場合、**電池切れ**か**本体が故障している**可能性があります。
(電池切れの前になると、本体から電池切れの警告音が鳴ります。)

設置していれば大丈夫というわけではなく、正常に作動して初めてその役割を果たします。



《記入例》
2021年4月設置

新しく取り付けた場合、設置年月を本体に記入しましょう。
作動を確認し、音を聞くことも忘れずに！！

- 住警器の目的は、何よりも**火災からあなたの大切な家族やご自身の命を守る**ためにあります。
- 消防署では今後も「住警器」の設置状況調査を継続します。
- 戸別訪問を基本としますが、新型コロナの影響で電話での聞き取り調査を行う場合もあります。
訪問時に留守の場合、調査のための連絡先をメモで残しますので、電話で設置状況を教えてください。
- 今まで未設置の住宅に新たに設置された方は、**下記連絡先にお電話ください。**

【注意】

消防署が行うのは設置状況調査と設置推奨のみで、機器販売はしていませんのでご注意ください。

【お問い合わせ先】 大隅肝属地区消防組合 東部消防署 ☎0994(63)5499